

# フランス連結会計基準の国際的調和(10)外貨 換算会計(1)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

39

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

91

(終了ページ / End Page)

103

(発行年 / Year)

2003-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003496>

## 〔論文〕

## フランス連結会計基準の国際的調和 (10)

## — 外貨換算会計 (1) —

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
  - (1) 経済活動の国際化と財務・会計情報のニーズ
  - (2) 国際的調和化への連結計算書類による対応
3. フランス連結会計基準
  - (1) 連結範囲の決定基準
  - (2) 作成免除 (連結免除)
  - (3) 連結禁止・連結放棄  
(以上第35巻第4号)
  - (4) 連結範囲に関する事例
    - ① 支配力基準
    - ② 下位連結免除
    - ③ 重要性の基準
    - ④ 活動の性質が著しく異なる企業の除外
  - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
    - ① 重要性の基準
    - ② 活動の性質が著しく異なる企業の除外
  - (6) 連結会計の基本原則
    - ① 連結会計の一般原則
    - ② 連結決算日  
(以上第36巻第2号)
  - (7) 個別計算書類の再処理
    - ① 定義
    - ② 再処理の事例
    - ③ Carrefour 社の再処理とその影響
    - ④ Carrefour 社の再処理に見られる税法の影響
  - (8) 個別計算書類の義務的再処理
    - ① 同質性の再処理
  - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理  
(以上第36巻第3号)
  - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理
    - 1) 個別会計における税効果会計の導入
    - 2) 連結会計における税効果会計の導入
    - 3) プラン・コンタブル・ジェネラルの1986年連結規定における税効果会計の方法
    - 4) 専門会計士・認許会計士協会の1987年2月勧告書における税効果会計の方法
    - 5) 商法会計規定と税効果会計の導入  
(以上第37巻第2号)
    - 6) 国家会計審議会の1990年文書第91号における税効果会計の方法
    - 7) IASC 公開草案 E49号に対するフランスの回答
    - 8) 1998年のPCG改訂連結規定  
(以上第37巻第3号)
    - 9) 若干の考察
    - 10) 繰延税金処理の事例分析  
(以上第37巻第4号)
  - (9) 個別計算書類の選択的再処理
    - ① 商法典およびプラン・コンタブル(PCG)により認められたオプション  
(以上第38巻第1号)
    - ② D248-8条オプション  
(以上39巻第2号)
    - ③ 6条オプション  
(以上39巻第3号)

## (10) 外貨換算会計

- ① 外貨換算の意味
- ② 1957年プラン・コンタブル (PCG) における外貨換算会計
- ③ 1957年 PCG における外貨換算会計の問題点
- ④ 1957年 PCG の外貨換算会計の改訂作業
- ⑤ 国家会計審議会 (CNC) 意見書第16号

(以上本号)

## (10) 外貨換算会計

## ① 外貨換算の意味

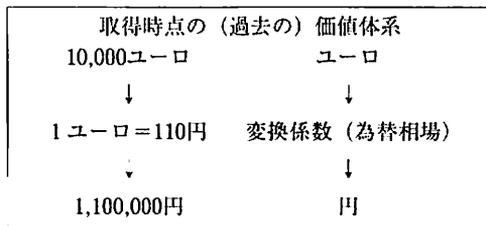
## 1) 換算と評価

フランスにおける外貨換算会計を検討する前に、「換算」の意味を明らかにしておきたい。

一般に、「換算」とは外国通貨単位で測定・表示された財務諸表項目を自国通貨単位に変換する手続きをいう。従って、換算の目的は外貨表示された原資料の意味を変えることなく、在外会社等の所在地国における一般に認められた会計基準によって要求された収益・費用の期間帰属を変えることなく、測定単位としての貨幣単位を（例えばユーロから円へ）変換することにある<sup>1)</sup>。外貨による実測は換算を行う前にすでに完了しているからである。

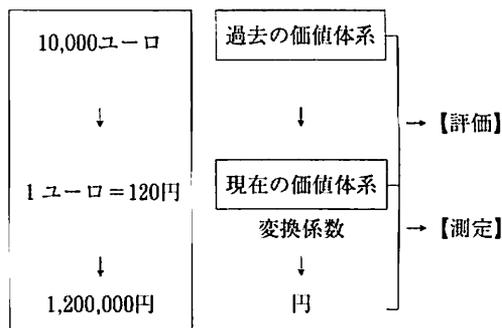
「測定」とはある対象のもつ本来の属性に数を割当てての行為をいう。例えば、取得価額10,000ユーロの売掛債権を取得時点の為替レート（例えば1ユーロ=110円）で円に変換する行為は「測定」である。取得価額10,000ユーロは取得時点の価値体系に属しており、当該時点の価値体系におけるフランと円の変換係数（為替相場）を適用して円に変換する行為だからである。理論的には、「換算」とはこのような意味での測定行為である。

第1図表 同一価値体系における貨幣単位の変換



これに対して、10,000ユーロの売掛債権を決算期末時点の為替レート（例えば1ユーロ=120円）で円に変換する行為は本来の意味での「換算」といえるか。取得価額10,000ユーロは取得時点の過去の価値体系に属しているのに対して、決算期末時点の為替レートは現在の価値体系におけるユーロと円の変換係数を表している。

第2図表 異なる価値体系間の貨幣単位の変換



このため、10,000ユーロの売掛債権を決算期末時点の為替レート（例えば1ユーロ=120円）で円に換算する行為は次の2段階の過程を経て行われたものと考えられる。すなわち、

第1段階→過去の価値体系から現在の価値体系への移行（属性の変更）

第2段階→現在の価値体系におけるユーロから円への変換

第2段階は「測定」行為（本来の「換算」）であるが、第1段階は「評価」の行為といえる。つまり、過去の取引価額に現在の為替レートを適用して換算する行為は、過去の価値体系から現在の価値体系に属性を変えた上で、変換係数により通貨表示を変換する行為であるといえる。この意味で測定に「評価」が含まれている。しかし本来的には、外貨換算はその実測数値の属性を変換するものであってはならない。

## 2) 外貨換算の方法

外貨換算の方法には、「流動・非流動法」、「貨幣・非貨幣法」、「テンポラル法」および「決算日レート法」がある。

「流動・非流動法」は、流動項目には決算時の為替相場、非流動項目には取得時または発生時の為替相場を適用する方法である。この方法では流動・非流動法の分類に基づいて適用する為替相場が決められるため、例えば棚卸資産は流動項目であるので、その価額が過去の価格（過去の価値体系）で表示されているか低価法等により決算期末の価格（現在の価値体系）で表示されているにかかわらず、すべて決算時の為替相場が適用される。

また、同じ貸付金であっても「短期」か「長期」かによって適用される為替相場が異なる。これらの点が「流動・非流動法」の問題点として指摘される。

「貨幣・非貨幣法」は、貨幣項目には決算時の為替相場、非貨幣項目には取得時または発生時の為替相場を適用する方法である。貨幣項目は期末決算時の価値体系に属するものと考えられることから、本来の「換算」の意味からすれば理論的であるが、非貨幣項目については上記の棚卸資産の例と同様の問題点が指摘される。また、貨幣項目と非貨幣項目の分類自体に困難を伴う等の欠点がある。

「テンポラル法」は、「貨幣・非貨幣法」を發展させ、貨幣項目には決算時の為替相場、非貨幣項目については取得原価で表示されている項目には取得時または発生時の為替相場を、それ以外の

価格で評価されている項目には当該評価が行われた時の為替相場を適用する方法である。

当該方法は、外貨によってすでに測定されている項目の数値の属性をそのまま保持するように換算する方法であり、過去の価値体系と現在の価値体系との間で属性を変えずに通貨表示を変換する方法であるので、本来の換算の意味からすれば最も理論的な方法である。

例えば、貨幣・非貨幣法では棚卸資産は会計数値の属性のいかんにかかわらず非貨幣項目として取得時または発生時の為替相場が適用されるが、「テンポラル法」はこのような問題点を解消するため、会計数値の属性に従い低価法等により決算期末の価格（現在の価値体系）で表示されているものには決算時の為替相場を適用して換算するのである。

「決算日レート法」は、すべての資産・負債項目に決算時の為替相場を適用する方法である。既述のとおり、この方法はケースによっては本来の「換算」を超えた期末再評価を含むものとなる。最近の時価会計の一般的傾向により、各国の外貨換算方法は、現在では期末時価評価と理論整合的な「決算日レート法」に収斂しつつある。

## ② 1957年プラン・コンタブル（PCG）における外貨換算会計

まず、1957年プラン・コンタブル（以下「1957年PCG」と呼ぶ）における外貨換算会計から見ていきたい。第3図表は1957年PCGにおける外貨換算の取扱いを要約したものである。

第3図表 1957年 PCG における外貨換算会計

相場の変動により影響を受ける資産・負債	換算に用いられる為替相場
固定資産 長期貸付金・借入金 投資有価証券・一時所有有価証券 棚卸資産	取引日の相場 取引日の相場 一定日の相場 仕入日の相場に基づく換算価額の加重平均 および 当該年度の平均為替相場により年度末に換算 貸借対照表日に最も近い公定為替相場
第三者勘定および財務勘定 在外支店の貸借対照表	上記の取扱いにより換算

(1957年PCGより筆者作成)

1957年 PCG は「為替相場の変動に影響を受ける資産および負債」と「在外支店の貸借対照表」に区分して外貨換算の取扱いを定めている<sup>12)</sup>。

### 1) 為替相場の変動の影響を受ける資産および負債

#### (1) 固定資産

外国にある固定資産は取引日の為替相場に基づく換算価値を用いる。償却および減価引当金も必要であればこの価値を用いる。

為替相場の変動から生ずる利得（または損失）は、資産項目から当該固定資産を除去するときに874「臨時損益」勘定に記入する。

#### (2) 長期貸付金・借入金

外国貨幣による1年以上の長期貸付金および長期借入金は、固定資産の場合と同様に取引日の為替相場に基づく換算価値を用いる。

為替相場が下落する場合貸付金について、また為替相場が騰貴する場合借入金について、その帳簿価値と棚卸日現在の為替相場にもとづく換算価値との差額に相等する引当金を設けて、貸付金の場合は「貸付金減価引当金」勘定に、借入金の場合は1557「為替差損引当金」勘定にそれぞれ記入する。

#### (3) 投資有価証券および一時所有有価証券

外国相場のみを有する外国貨幣表示の有価証券は、外国の相場によるとともに一定日の為替相場にもとづいてフランに換算する。

#### (4) 棚卸資産

外国にある商品、原材料、製品などの棚卸資産は、仕入日または受取日の為替相場にもとづく換算価値の加重平均または当該年度の平均為替相場を用いて年度末にフランに換算する。

棚卸資産の棚卸日現在の為替相場にもとづく換算が取得価値に達しない場合は減価引当金を設ける。

#### (5) 第三者勘定および財務勘定

外国貨幣表示の当座資産および債権・債務は、

貸借対照表日に最も近い公定為替相場にもとづいて評価する。その結果生ずる増価または減価は874「為替差損益」勘定（臨時損益）に記入する。また回収不能の金額は「貸倒引当金」勘定に記入する。

### 2) 在外支店の貸借対照表

外国に財産だけでなく独立会計単位である事業所または支店がある場合、これらの事業所または支店の資産と負債は上記規定を参考にして毎年本店の貸借対照表に含める。

以上の1957年 PCG における外貨換算会計の特徴は次のように要約できる。すなわち、外貨表示の固定資産および長期貸付金・借入金（1年以上の貸付金および借入金）は、取引日の為替相場を適用して換算する。ただし、為替相場が下落する場合長期貸付金について、また為替相場が騰貴する場合長期借入金について、その帳簿価値と棚卸日現在の為替相場にもとづく換算価値との差額に相等する引当金を設ける。

外国相場のみを有する外国貨幣表示の有価証券（投資有価証券および一時所有有価証券）は、外国の相場によるとともに一定日の為替相場にもとづいてフランに換算する。

外貨表示の棚卸資産は、仕入日または受取日の為替相場にもとづく換算価値の加重平均または当該年度の平均為替相場を用いて年度末にフランに換算する。ただし、棚卸資産の棚卸日現在の為替相場にもとづく換算額が取得価値に達しない場合は減価引当金を設ける。

外国貨幣表示の当座資産（一時所有有価証券を除く）および債権・債務は、期末決算時の為替相場にもとづいて換算する。その結果生ずる増価または減価は「為替差損益（différences de change）」（臨時損益）として損益計上する。また回収不能額は「貸倒引当金」勘定に記入する。

このうち、次の点が重要である。すなわち、

- (1) 外貨表示債権・債務を長期と短期に区分し、1年未満の短期債権・債務は決算日の為替相場を適用して換算を行う。それにより生ずる換算差額は当期の損益（臨時損益）として計上する。

(2) これに対して1年以上の長期債権・債務(長期貸付金・借入金)は取引日の為替相場を適用して換算を行う。

この点から、1957年PCGにおける外貨換算の方法は基本的には「流動・非流動法」ととていることがわかる。1957年PCGは外貨表示短期債権・債務の換算について「評価(évaluation)」という表現を用いており、換算の結果生ずる換算差額(未実現損益)は「実現した損益」とみなして損益計算書に計上する。為替相場が安定的であれば、期末時点で未実現であっても次年度にその金額で実現すると見られるからである。

ただし、外貨表示の棚卸資産および長期債権・債務の換算については、伝統的な「慎重性の原則」(「保守主義」)の考え方にに基づき、決算日の為替相場による換算価額と比較して負の換算差額(潜在的為替損失)が生じている場合に期末評価を行い、引当金を設定することとしている。

このように、1957年PCGの外貨換算の方法は

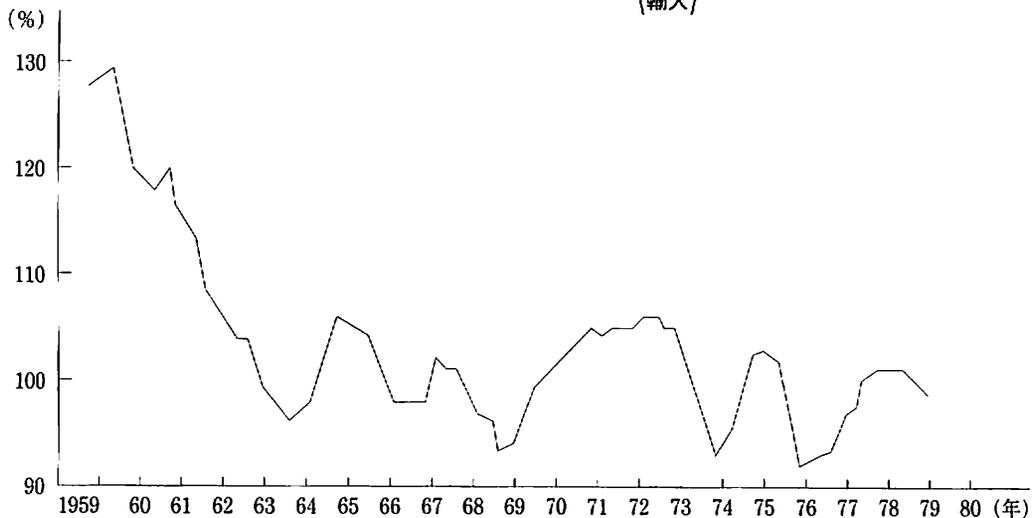
「流動・非流動法」を基本としつつフランスの伝統的な「慎重性の原則」の考え方を取り入れたものとなっていた。

### ③ 1957年PCGにおける外貨換算会計の問題点

1957年PCGの採用した換算方法は、為替市場をめぐる経済環境の変化にともない、種々の問題点を指摘された。

フランスでは、1957年と1958年にそれぞれ20%と17.5%の平価切り下げを実施した。これにともなう輸出増大と輸入抑制により1950年代の対外赤字の累積は埋め合わされ、1959年-61年には貿易収支の均衡が達成された<sup>(3)</sup>(第4図表参照)。この1958年に決められたフランの対外価値は10年にわたって変更されなかった。1957年PCGの外貨換算会計の適用はこのような安定的な為替相場の時代から始まったのである。

第4図表 輸出入カバー率  $\left(\frac{\text{輸出}}{\text{輸入}}\right)$



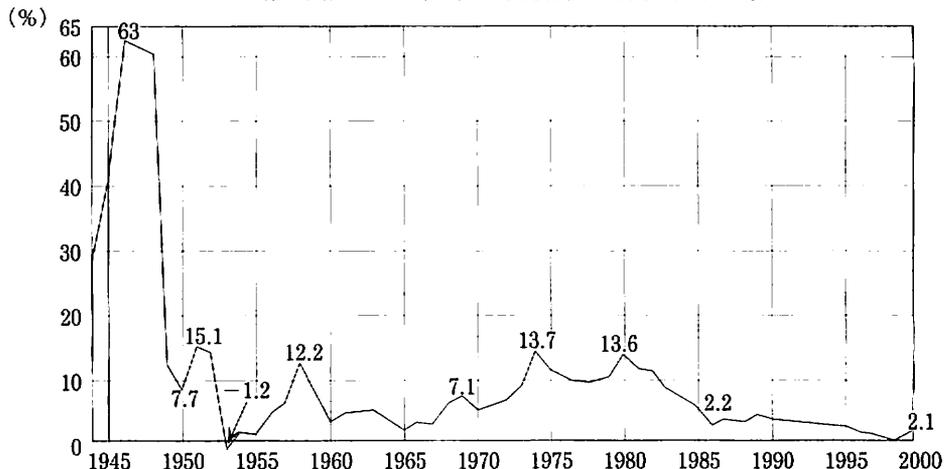
(資料) INSEE, *Indicateurs du VII Plan*, janvier 1980.

(出所:長部重康編『現代フランス経済論』有斐閣選書, 1983年, 66頁)

しかし、1957・58年のフラン切り下げの効果は早くも1962年以降には失われた(第4図表参照)。フランスの経済成長率は1959-73年に平均5.5%を記録し、輸入はたえず増大する傾向にある一方、インフレーションの高進(フラン価値の低下)の影響を受けてきたからである(第5図表参照)。

1969年8月に11.1%のフラン切り下げを発表したが、この切り下げの効果は1970年代の高インフレにより失われていった。1974-80年の年平均インフレ率は11.2%を記録した。同期間の西ドイツの平均が4.5%であったことを考えれば、フランスのインフレ率がいかに高い水準にあったかがわ

第5図表 1944年以降の小売物価の年間上昇率 (%)



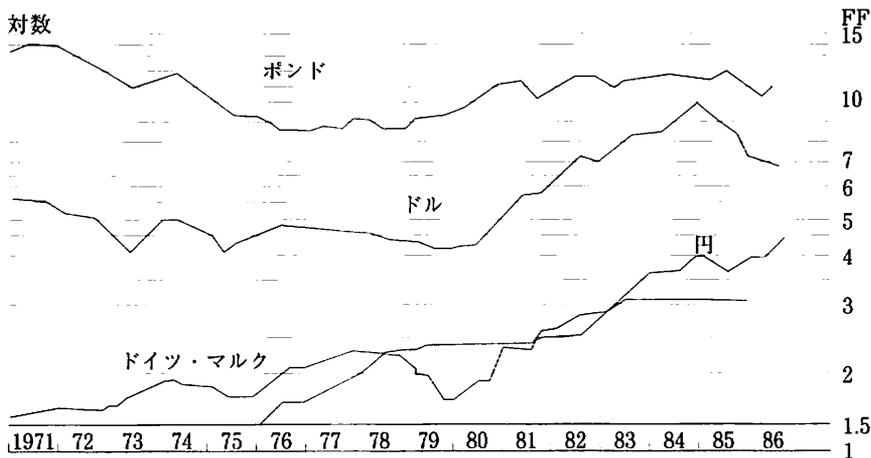
(出所: ECK, L.-F., *Histoire de l'économie française depuis 1945*, Armand Colin, 2000, p.140)

かる。

為替相場が固定相場制から変動相場制へ移行すると、為替レートは非常に大きく変動する状況となった。第6図表はポンド、ドル、マルクおよび円に対するフランス・フランの為替レートの変動の状況を示している。これによると、短期的に変

動するとともに、長期的にも1970年代においてポンドおよびドルに対してフラン高傾向、マルクおよび円に対してフラン安傾向にあり、1980年代に入ると80年代の半ばまでポンド、ドル、マルクおよび円すべてに対してフラン安傾向であったことがわかる。

第6図表 1971-1986年のフランス・フランに対する各国通貨の変動



(出所: ECK, L.-F., *op. cit.*, p.139)

1957年 PCG の外貨換算会計は、為替相場が安定しているという考えに基礎をおいている。しかし、為替相場が変動相場制へ移行し短期的にも長期的にも変動する状況になると、「為替相場の安定性」を前提した1957年 PCG の換算会計の方法には種々の批判が集まったのである。1957年 PCG の換算会計に対する批判は、外貨表示債権・債務

の会計処理を中心に貸借対照表の計上額と損益への影響に向けられた<sup>14)</sup>。

## 1) 貸借対照表の計上額に対する批判

### (1) 外貨表示債権・債務における短期・長期の区分

既述のとおり1957年PCGは、外貨表示債権・債務を短期と長期に区分し、短期債権・債務を決算日に再評価する一方、1年以上の長期債権・債務については歴史的価値（取得原価）での計上を維持するものであった。変動相場制の下で、為替相場が短期的にも長期的にも変動する状況にあっては、外貨表示債権・債務を短期と長期に区分すること自体意味をもたなくなる。

期末における経済的実態（*réalité économiques*）開示の観点から、債権・債務を短期と長期に区別することなく、すべての債権・債務を決算日の為替相場により換算し評価することが必要であると考えられた<sup>45)</sup>。

### (2) 長期債権・債務における非対称的取扱い

既述のとおり1957年PCGは、企業にとって「為替相場の好ましくない変動」のみを考慮している。すなわち、この場合、長期借入金については「為替損失引当金」、長期貸付金については「減価引当金」を設定することとしている。しかし、「為替相場の好ましい変動」に関しては何らの情報も提供されず、この点が経済的実態開示の観点から問題とされた。

また、長期的にも変動の著しい為替相場の下で、期末に設定した「引当金」の計上が保守的に過ぎるのではないかと指摘を受けた。

## 2) 換算差額の損益計上に対する批判

1957年PCGの外貨換算会計に向けられた二つ目の批判は、年度末における外貨表示債権・債務の換算により生ずる換算差額の損益処理に関するものである<sup>46)</sup>。

既述のとおり、1957年PCGは、短期債権・債務の換算差額と長期債権・債務の換算差額について異なる取扱いを定めている。

短期債権・債務項目に係る換算差額は潜在的利得であると潜在的損失であるとかかわらず、直接損益に計上される。当該換算差額は期末時点で

未実現のものであるが、為替相場の安定性を前提として、次年度にその金額で実現すると見られるからである。しかし、変動為替相場制への移行により当該会計処理の前提が崩れ、未実現利益の計上に批判が集まった。

長期債権・債務に係る換算差額については、潜在的損失は引当金の設定を必要とするのに対して、潜在的利得はこれを認識しない。「為替相場の好ましくない変動」の場合の潜在的損失に対する引当金の設定は未実現の損失に係るものであり、大きく変動する現実的为替相場を考慮すれば保守的に過ぎるとの批判が寄せられた。すなわち、決算日における長期債権・債務項目の帳簿価額とその現在価値との差額に相等する引当金の設定は、企業の財産、実質的な財務状況（*situation financière réelle*）の十分な概観を提供しないと指摘されたのである。

## ④ 1957年PCGの外貨換算会計の改訂作業

国家会計審議会（CNC）は、1977年に外貨表示債権・債務の換算処理に関して改訂作業に着手した。改訂作業において、2つの方法が検討された<sup>47)</sup>。

### 1) 第1の方法

第1の方法は、すべての外貨表示債権・債務を期末日の為替相場により換算を行い、それにより生ずる換算差額の貸借対照表計上を認めるが、慎重性の原則により、原則として潜在的利得の損益計上を拒絶する一方、潜在的損失は引当金を設定する方法である。

またこの方法は、持株会社のための業種別プラン・コンタブル（PC）に係る1976年2月4日付意見書で採用された方法であった<sup>48)</sup>。

当該方法は、1957年PCGの問題点を解決するために、期末の再評価により経済的な実態開示の要請に応えるとともに、分配可能利益算定の観点からフランスの伝統的な「慎重性の原則」の要請にも配慮したものといえる。

## 2) 第2の方法

第2の方法はすべての外貨表示債権・債務を期末日の為替相場により換算を行い、外貨表示債権・債務の実質的価値を貸借対照表に計上するとともに、期末日に認識される潜在的損失と潜在的利得を損益計上する方法である。

第2の方法の内容は次のとおりである<sup>(9)</sup>。

- I. 決算日に外貨表示債権・債務は最終の為替相場に基づいて換算され会計記入される。
- II. 生ずる換算差額は次のように計上される。
  - ・為替ヘッジにより相殺される限りにおいて調整勘定へ
  - ・相殺されない部分は成果計算書へ
- III. 以下に規定するような場合、成果計算書への計上が企業の財産、財務状況または成果の誠実な概観を提供可能ならしめないとき、当該企業は必要な調整を行う。
  - a. 長期の外貨建借入金に係る為替リスクが当該借入の収入により実現した取引と分離できないとみなすことができるとき、また企業が当該リスクをヘッジできないときには、潜在的損失は、借入が外貨建で行われたという事実から生ずる利息の節約分を超過する限りで調整勘定に計上することができる。
  - b. 相場が関係二国の物価水準の各々の変動から生じたであろうよりも急激な変動を受けた貨幣で長期債権・債務が表示されているとき、その差額は調整勘定に計上することができる。
- IV. 企業がヘッジできない為替または換算の損失または利得で、当期の経営活動に係わるもの、あるいは借入金の申し込みのさいにフラン表示と外貨表示との借入利率の差異を相殺するだけのものは、当期成果の構成要素と見なされる。そうでない場合、臨時成果に結び付けられる。
- V. 換算差額の会計処理方法は計算書類添付の注釈において明確にされねばならない。方法は正当な理由に基づいてのみ変更できる。
- VI. 期末日における繰延べられたすべての換算利得または損失の額は注記・附属明細書に示

されねばならない。

当該方法は基本的には「決算日レート法」であり、期末における外貨表示債権・債務の再評価を通じて経済的な実態開示を重視するものである。

## 3) 採用された方法

国家会計審議会の採用した方法は第1の方法である。換算取引から生ずる潜在的利得・損失が「実現したもの」とみなし直接当期損益に計上する第2の方法は拒けられた。未実現の潜在的換算利得を「分配可能な実現利益 (profits réalisés pouvant être distribués)」とみなすことは、フランスの伝統的な「慎重性の原則」からして無謀であると考えられたからである<sup>(10)</sup>。

また、第2の方法はEC会社法指令第4号第31条1cの規定に抵触すると考えられた。すなわち、当該規定は、

「評価は、慎重性の原則に基づいてなされねばならず、それはとりわけ次のものである。

- (aa) 決算日に実現した利益だけを含むことができる。
- (bb) 当年度ないし前年度において生じるすべての予測可能な負債および潜在的損失は、たとえそのような負債または損失が決算日と貸借対照表作成日との間でしか明らかにならないとしても考慮されねばならない。
- (cc) 当年度の成果が損失となるにせよ利益となるにせよ、減価はすべてのものが考慮されねばならない。」

と定め、慎重性の原則の観点から「実現利益」のみを計上できることを明確にしている。

さらに、毎決算日に行われる外貨表示債権・債務の換算はこれら債権・債務の再評価を意味することから、換算方法の採択にあたって固定資産の再評価処理との整合性も重視された。

## ⑤ 国家会計審議会 (CNC) 意見書第16号

以上の改訂作業を経て、1979年1月16日、国家会計審議会は「意見書」第16号「決算日における外貨表示債権・債務の会計処理 (Comptabilisation des créances et des dettes libellées en monnaies

étrangères à la date l'arrêté des comptes)」を公表した。

同意見書で採用された方法は前出の第1の方法である。当該意見書は改訂PCG案の規定に統合された。以下、「意見書」第16号における為替換算会計を見てみよう<sup>10)</sup>。

### 1) 「意見書」第16号における為替換算会計

#### (1) 決算日における外貨表示債権・債務の評価

「決算日に外貨表示の債権・債務は最終の為替相場に基づいてフランに換算し記帳する。」(「意見書」I)

意見書における外貨表示債権・債務の評価は、決算日における最終の為替相場に基づいて行われる。貸借対照表におけるフランの現在価値での計上は、外貨表示「現金預金等 (liquidités)」に適用される一般原則である。

#### (2) 貸借対照表における換算差額の計上

「それから生ずる換算差額は調整勘定 (compte de régularisation) に計上する。

- ・当該差額が潜在的損失に相当するとき、貸借対照表の資産の部に
- ・当該差額が潜在的利得に相当するとき、貸借対照表の負債の部に」(「意見書」II)

すなわち、決算日の相場による換算(現在価値化)から生ずる換算差額は貸借対照表勘定である「調整」勘定を用いて、

- ・当該差額が潜在的損失(負債項目の増加または資産項目の減少)に相当するとき  
(借) 調整勘定 ×××  
(貸借対照表資産の部)
- (貸) 債務または債権 ×××
- ・当該差額が潜在的利得(資産項目の増加または負債項目の減少)に相当するとき  
(借) 債務または債権 ×××
- (貸) 調整勘定 ×××
- (貸借対照表負債の部)

と記入し、損益に影響させない。

ただし、期末時に存在する外貨表示現金預金等に係わる換算差額は、直接、当期成果計算書に計

上する。

「為替ヘッジにより相殺された潜在的損失または利得が、調整勘定の下で貸借対照表に直接計上される。」(「意見書」III)

貸借対照表における外貨表示債権・債務の現在価値での計上は、通常、為替先物売りまたは買いにより為替ヘッジの対象となっている債権または債務にも適用される。

しかし、先物取引が帳簿記入されていないかぎりにおいて、誤った情報を提供することのないように、貸借対照表において、企業が為替リスクをヘッジした項目について認識される差額を別々に表示することが必要であると思われた。そのさい、計算書類の読者は、調整勘定の特別の項目の下で記載される差額が為替ヘッジ契約により相殺した(または相殺するであろう)(先物契約の場合)という情報を知らされる。当該IIIの規定はこのような意味である。

#### (3) 換算差額の損益に対する影響

「潜在的利得は成果の形成に介在しない。

これに対して、潜在的損失は危険(為替損失)引当金の設定を伴う。」(「意見書」IV, V)

調整勘定に計上された換算差額の成果計算書における考慮については、潜在的利得は損益に計上せず、潜在的損失は危険(為替損失)引当金を設定するという規則が取り入れられた。当該規定はフランスの伝統的な「慎重性の原則」に従ったものである。

#### (4) 個々のケースへの適合

「下記のケースにおいて、潜在的損失の額につき引当金の設定が企業の財産、財務状況あるいは成果の誠実な概観を提供可能ならしめない場合、企業は必要な調整を行う。

- a. 外国通貨により行われた取引が、企業により為替相場の変動の影響をヘッジ(為替ヘッジ)するための平行取引を伴う場合には、引当金はヘッジされないリスクの限度までしか設定できない。
- b. 潜在的損失が生じた外貨建借入金、当該借入金と同じ外貨を貨幣単位とする国にある

固定資産の取得、またはその固定資産を表象する有価証券の取得に充当された場合には、原則として、当該借入金にかかわる潜在的損失の総額に相当する引当金は設定しない。

この場合には、借入期間か当該財の耐用期間のいずれか短い方の期間に基づいて、最も適切な方法により調整を行う。

- c. 条件が十分に類似している取引について、潜在的損失・利得が為替相場の全体的ポジションに一致していると考えられる場合には、引当金繰入額は損失の利得に対する超過額に限定することができる。
- d. 外貨建借入金にかかわる財務費用が、もし当該借入金がフランで契約されていた場合に負担したであろう金額よりも小さい場合には、引当金年間繰入額は、この計算費用と実際に負担した費用との差額に限定することができる。
- e. 潜在的損失が数会計年度に影響するような取引にかかわる場合には、企業はその妥当性を証明すべき方法によりこの損失を期間配分することができる。」(「意見書」VI)

潜在的損失に係る引当金の設定は一般原則であるが、当該原則は一定の環境において、企業の財産、財務状況および成果の「誠実な概観」を提供可能ならしめない。この理由で、「意見書」のVIは、企業が引当金の設定を差し控えるケースや、貸借対照表の資産の部に計上される換算差額の部分に限定して引当金を設定するケースを検討している。

b. に規定するケースとしては、例えば米国での工場の建設に充当されるドル建借入金のケースが挙げられる。米国通貨に対するフランス通貨の減価は米国所在の固定資産のフラン価額の増大により相殺される。

b. の第二項は、貸借対照表の資産の部計上の換算差額の取扱いを規定しており、借入期間か財の耐用年数のいずれか短い方の期間に基づいて引当金の形で分割される。

また、これら固定資産を表象する子会社株式の購入による間接的取得は固定資産の直接的取得と同一視される。

- c. については、一定の通貨について好ましい

為替ポジション、他の通貨については好ましくないポジションを同時に有する多国籍企業のケースが挙げられる。為替リスクを減ずるために企業が種々の外貨で借入金の契約を行うときも同様である(「通貨バスケット」)。

これらの場合、引当金を計算するために為替の全体的ポジションが検討される。取引が類似の条件で決済されねばならないとき、引当金は潜在的利得に対する潜在的損失の超過部分に限定できる。

d. の規定は、外国金融市場、特に強い通貨を有する国の市場で資金調達するフランス企業をして、契約した借入金に影響する換算差額の配分を行うのを可能ならしめるのを目的としている。

例えば、ドルに対するフラン安の時期(1970年代後半から1980年代前半)に、フランスの多国籍企業が米国市場で社債を発行して資金調達した場合、フランス企業は常に為替換算損失のリスクにさらされたことになる。マルクに対しては一貫してこのリスクを負っていた。当該規定は、この損失の契約期間にわたる配分を認めるものである。

貸付側により認められた比較的低い金利による利益は、借入金の通貨と比較したときのフランの減価による償還資金の増大により相殺される。

換算差額の配分は、企業負担の全体年間金融費用を、もし金融市場の平均利率でフランス・フランで契約していたならば企業が負担したであろう金融費用のレベルに導くものである。

このような数年度に影響する取引に係る潜在的損失を配分する可能性は、e. により、正当な理由があればすべての方法に拡大される。換算の潜在的損失から生ずるコストを負担しなければならないのは資金調達から利益をえる年度である、という為替差額の合理的配分額の割当原則が採用されている。

配分方法としては、借入期間にわたる定額配分法、償還割合での配分法等種々の配分方法が考えられるが、採用した方法の正当な理由を明らかにすることが必要とされる。

#### (5) 用いた方法の適用に関する情報

「換算差額の会計処理方法は脚注に明記しなければならない。それは正当な理由がある場合にしか変更することができない。

決算日におけるすべての換算利得または換算損失の額は注記・附属明細書に記載しなければならない。】(「意見書」Ⅶ, Ⅷ)

意見書は項目Ⅶで、換算差額の会計処理方法が計算書類附属の注釈において詳述されねばならないことを規定している。当該方法は正当な理由がある場合にのみ変更できる。

最後に、項目Ⅷは、決算日において繰延べられたすべての換算利得または損失が注記・附属明細書に示されねばならないことを明確にしている。

以上の分析から、国家会計審議会「意見書」第16号の方法は、とりわけ、

- ・外貨表示長期貸付金・借入金の決算日の為替相場での評価
- ・数年度に影響する取引につき未実現為替損失の損益計上の契約期間にわたる配分

に特徴があると見られる。この特徴は、期末の再評価により実態開示の要請に応えると同時に、調整勘定を用いてフランスの伝統的な「慎重性の原則」に配慮するものである。

しかも、潜在的為替損失だけを成果計算書上考慮するという考え方は、フランスにおける高水準のインフレ、高い経済成長率、輸入超過、国外資本市場でのフランス企業の資金調達増加等の経済的背景のもと、基軸通貨でないフランス・フランの恒常的なフラン安に伴う為替リスクへの対応という点からも理解する必要があると考える。

## 2) 調整勘定の運用方式

最後に「意見書」に添付された調整勘定の運用方式を見ておこう。

### (1) 数値例

1. n年度に、企業は得意先Xに対して売上10\$を実現した。販売時の対ドル相場は1ドル=5フラン(フラン売上高 $10 \times 5 = 50$ フラン)
2. n年度に、当社は得意先Xに対して第二番目の売上10\$を実現した。販売時の対ドル相場は1ドル=4フラン(フラン売上高 $10 \times 4 = 40$ フラン)
3. n年度末に、ドル相場は4.60フランである。
4. n+1年度に、得意先xは最初の取引から生じたその債務を支払った。支払時のドル相

場は4.70フランであった。

5. n+1年度末に、1ドルは4.80フランであった。

### (2) 会計処理 (n年度中)

得意先 x	50	
売 上		50
<hr style="border: 0.5px solid black;"/>		
得意先 x	40	
売 上		40

### (3) 会計処理 (n年度末)

借方調整勘定	4	←(潜在的損失)
得意先 x		4
<hr style="border: 0.5px solid black;"/>		
得意先 x	6	
貸方調整勘定		6 ←(潜在的利得)
<hr style="border: 0.5px solid black;"/>		
引当金繰入	4	
為替損失引当金		4

期末の潜在的損失4のみを考慮し、これに対して引当金が設定され、繰入額が成果計算書に計上される。

### (4) 会計処理 (n+1年度中)

2つの会計処理方法が考えられる。第1法はn+1年度期首に調整勘定の再振替仕訳を行う方法であり、第2法は再振替仕訳を行わない方法である。第1法はいわゆる「洗替え法」に、第2法は「切放し法」に相当している。

第1法では、得意先勘定は期首に歴史的原価に戻され、引当金は戻し入れられる。

貸方調整勘定	6	
借方調整勘定		4
得意先 x		2
<hr style="border: 0.5px solid black;"/>		
為替損失引当金	4	
利益 (引当金戻入)		4

n+1年度において、得意先Xから4.70の相場で最初の債務の支払を受けた場合、次のように処理され、3フランの為替損失を計上しなければな

らない。

(第1法)

銀行預金	47	
為替損失	3	
得意先 x		50

(第2法)

銀行預金	47	
為替損失	3	
引当金	4	
得意先 x		46
調整勘定	4	
引当金戻入		4

(5) 会計処理 (n+1年度末)

n+1年度末に、二番目の売上に関して、ドル相場は4.80フランとなっているので、次の処理が行われる。

(第1法)

得意先 x	8	
貸方調整勘定		8

(第2法)

得意先 x	2	
貸方調整勘定		2

n+1年度における債権の決済により、2つの会計処理方法とも1フランの純利益を計上している。すなわち、

(第1法)	引当金戻入	+4
	為替損失	-3
(第2法)	引当金戻入	+4
	為替損失	-3

である。

[未完]

[注記]

- (1) 武田隆二著『最新財務諸表論 第8版』中央経済社、2002年、752-753頁。
- (2) Conseil National de la Comptabilité (CNC), *Plan Comptable Général 1957*, Imprimerie Nationale, édition 1965, pp.145-146 (木内佳市・中村宣一郎共訳『標準会計制度』ミネルヴァ書房、1962年、172-173頁)。

(3) フランス経済に関しては、長部重康編『現代フランス経済論』有斐閣選書、1983年、65-66頁、89-93頁、Tournier É., *Économie et Société françaises depuis 1973*, Nathan, 1999, pp.33-39, pp.45-47, および ECK, L.-F., *Histoire de l'économie française depuis 1945*, Armand Colin, 2000, pp.138-141を参照。

(4) CNC, D.Traitement comptable de certaines opérations dans le cadre des travaux de révision, D1-Comptabilisation des créances et dettes en monnaie étrangère, *Dixième rapport d'activité*, pp.25-26.

(5) CNC, Comptabilisation des créances et dettes libellées en monnaie étrangère à la date de l'arrêté des comptes, Avis n°16 du 16 janvier 1979, *Étude et Documents 1975-1981*, p.116.

(6) *Ibid.*

(7) CNC, D.Traitement comptable de certaines opérations dans le cadre des travaux de révision, D1-Comptabilisation des créances et dettes en monnaie étrangère, *Dixième rapport d'activité*, p.25.

(8) 持株会社のための業種別プラン・コンタブル(PC)に係る1976年2月4日付意見書の内容は次のとおりである(CNC, *Étude et Documents 1975-1981*, p.123.)。

支払期限が1年以上で取引日の相場で記録されている債務・債権は、期末の為替相場で評価される。

当該評価から生ずる為替差額(ecarts)は1年以上の調整勘定に計上される。

・為替利得は1年以上の貸方調整勘定「1年以上の債権・債務に係る未実現為替利得」(勘定番号199)の貸方に計上される。

・借方は貸付金または借入金勘定の借方に計上する。それは成果計算書に影響しない。

・為替損失は、直接に成果か、1年以上の借方調整勘定「1年以上の債権・債務に係る未実現の為替損失」(勘定番号299)の借方のいずれかに計上される。

・貸方は、貸付金または借入金勘定の貸方に計上する。

勘定199と299の残高は相殺されない。ただし、

二つの例外を伴う。すなわち、

- ・複数年度にわたり同じ貸付金または借入金に影響する反対方向の変動の場合
- ・同一の通貨表示でその支払期限が非常に近い貸付金または借入金に影響する反対方向の変動の場合

例外的に行われる当該相殺の結果、199勘定の貸方残高になる場合、為替差額は成果に計上されない。

反対に、この相殺の結果、299勘定の借方残高になる場合、マイナスの為替差額の全部または分割部分を負担する。

企業は、1年以上の債権・債務に係る未実現為替損失の成果への計上を、契約期間にわたり分割配分することができる。

年度ごとにコンスタントに償還される債権・債務に係るときには、配分費用の計上が各償還期日に自動的に行われる。

一度に償還される1年以上の貸付金または借入金の場合、勘定299に記載される減価は貸付金・借入金期間にわたり配分し負担できる。

(9) CNC, *Étude et Documents 1975-1981*, p. 124.

(10) *Ibid.*, p. 117.

(11) *Ibid.* pp. 114-121.